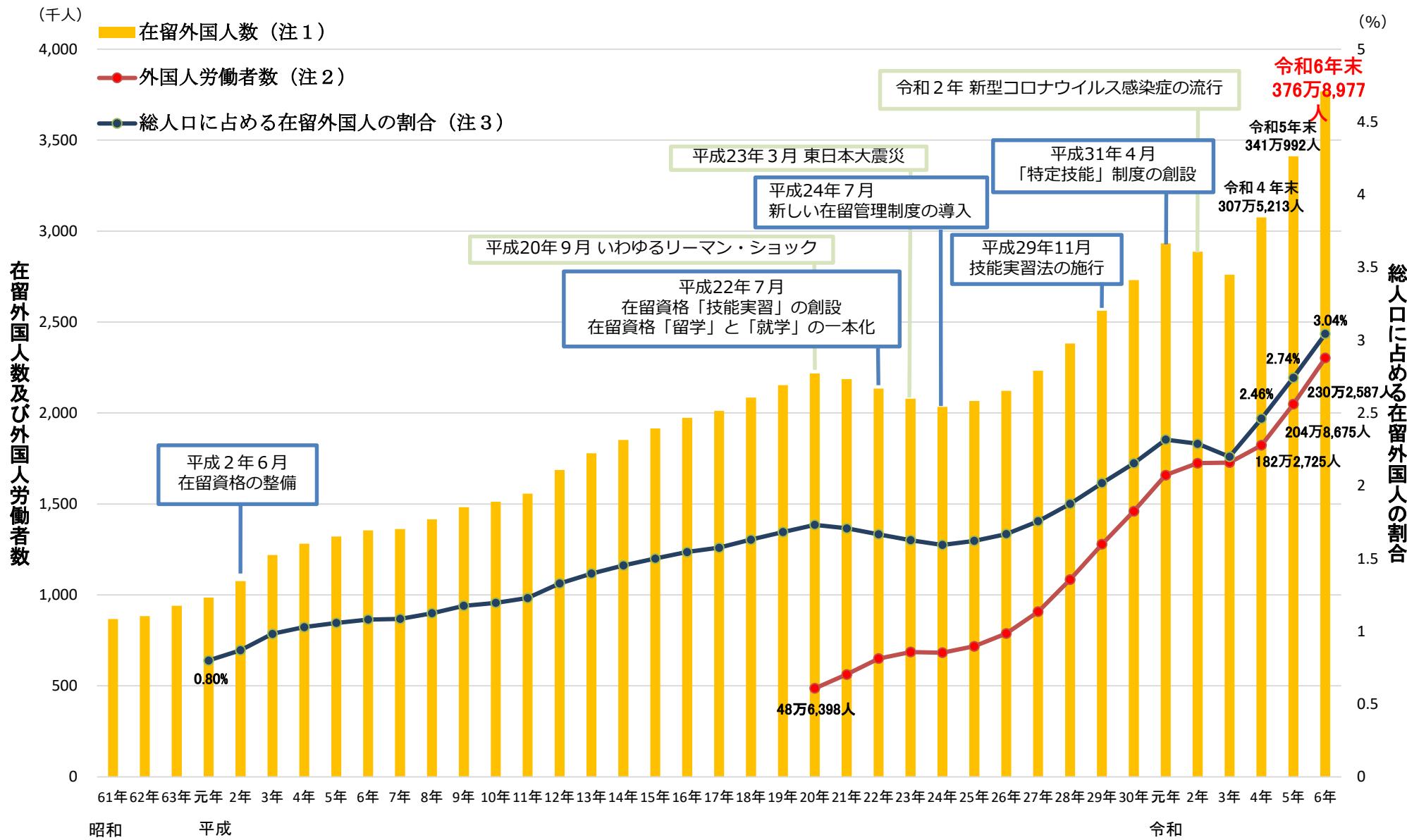


「ストップ不法就労・共生ぐんま宣言」 理解促進セミナー

令和7年12月10日（水）
東京出入国在留管理局在留支援部門

在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1)平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

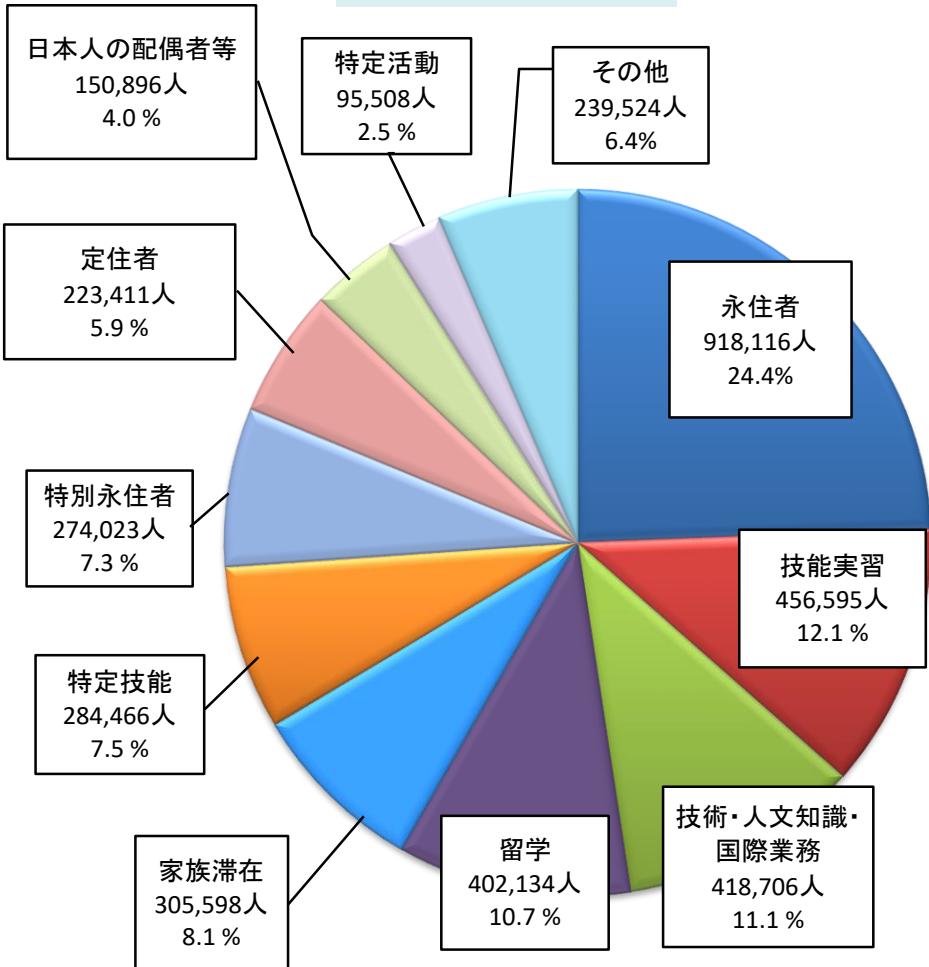
(注2)厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)。

(注3)総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

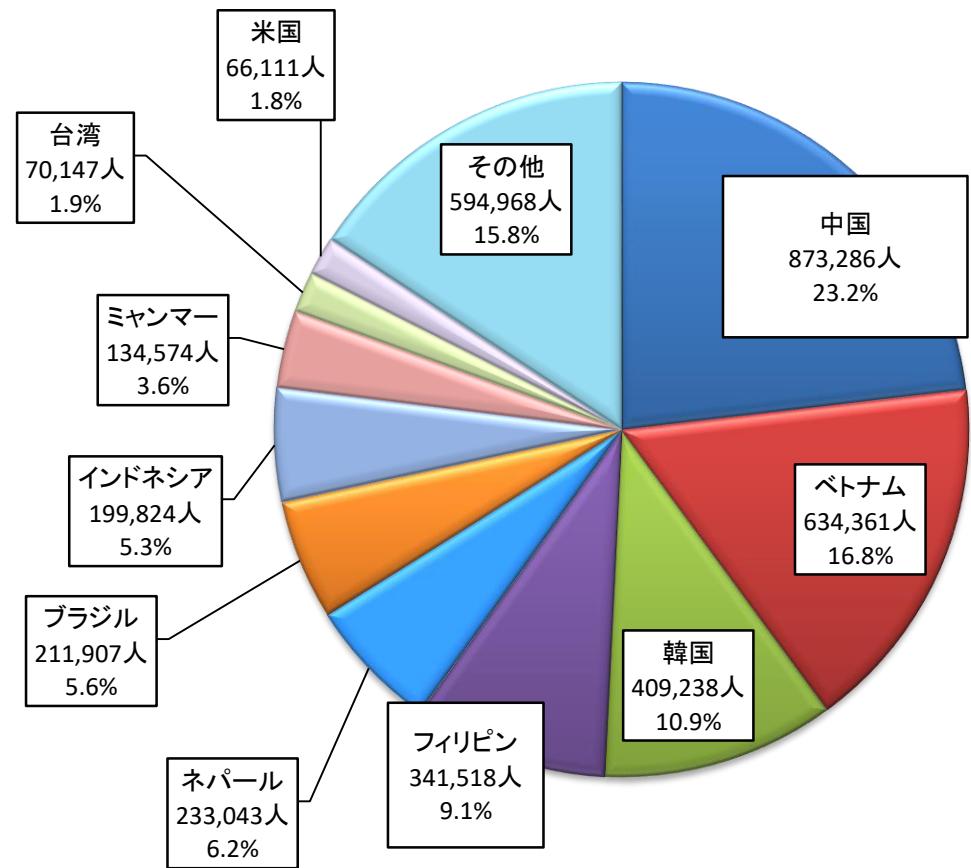
在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（令和6年末）

在留外国人数（総数） 376万8,977人

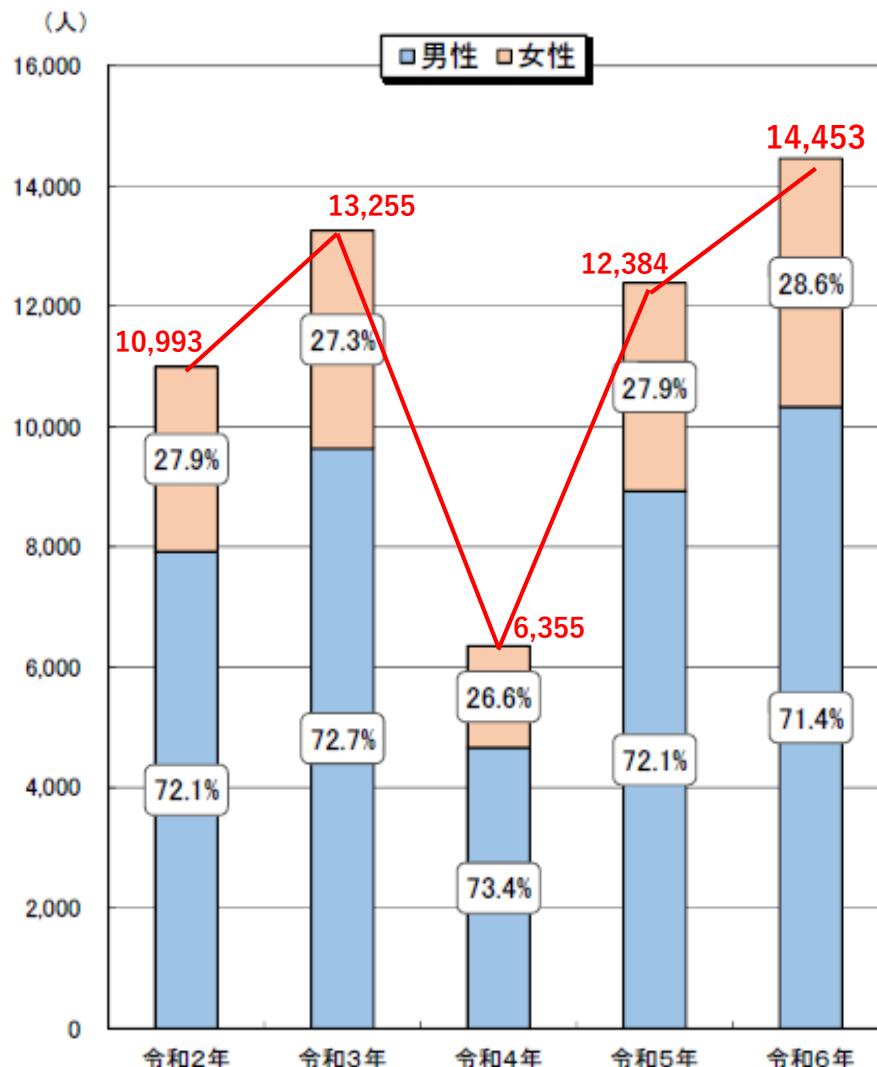
在留資格別



国籍・地域別



不法就労者数の推移



●不法就労者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	10,993	13,255	6,355	12,384	14,453
うち男性	7,923	9,634	4,664	8,928	10,324
うち女性	3,070	3,621	1,691	3,456	4,129

※出入国在留管理庁ホームページから引用

都府県の傾向（業種別）

●不法就労者数の推移（R3～R5）

		単位(人)			
令和3年	総数	1	2	3	4
	13,255	千葉	茨城	埼玉	群馬
		2,064	1,973	1,632	1,439
令和4年	総数	1	2	3	5
	6,355	茨城	千葉	愛知	群馬
		1,283	890	701	536
令和5年	総数	1	2	3	
	12,384	茨城	千葉	群馬	
		2,748	1,915	1,333	

◆ 全国的に農業従事者、建設作業者が上位を占める。

●不法就労者の就労内容別の就労場所構成（令和6年）

就労場所	職種	総数	単位(人)						
			農業従事者	建設作業者	工員	その他の労務作業者	飲食関連以外のサービス業従事者	運搬労務作業者	その他
総数	総数	14,453	5,497	4,153	1,456	1,284	402	181	1,480
茨城	茨城	3,452	2,596	461	163	74	38	8	112
千葉	千葉	2,257	1,178	590	122	123	41	17	186
群馬	群馬	1,799	683	386	482	132	38	6	72
埼玉	埼玉	1,438	277	748	166	103	24	11	109
愛知	愛知	1,184	82	397	150	266	49	20	220
東京	東京	917	40	411	44	79	92	21	230
栃木	栃木	645	245	164	111	52	8	2	63
神奈川	神奈川	572	7	328	35	60	26	14	102
大阪	大阪	542	14	160	31	163	27	49	98
兵庫	兵庫	223	4	116	34	31	8	4	26
その他	その他	1,424	371	392	118	201	51	29	262

都府県の傾向（国籍・地域別）

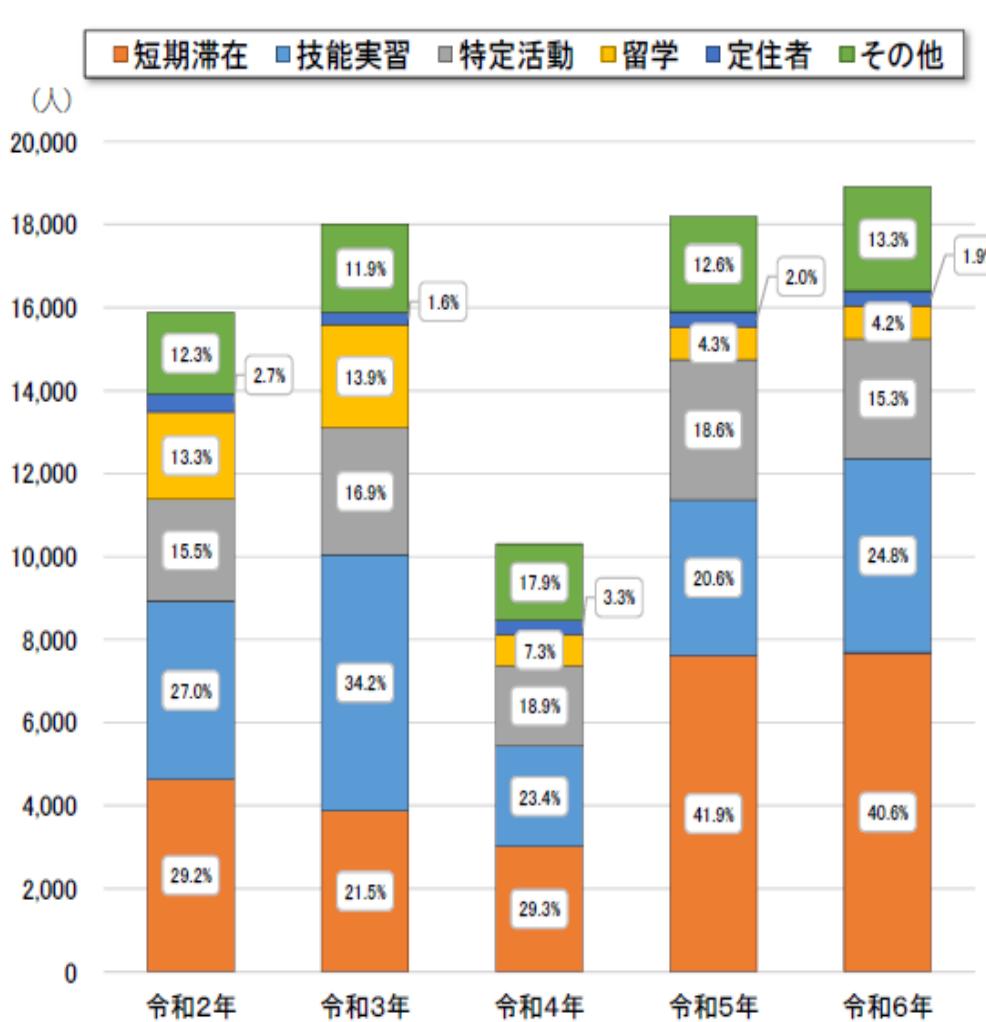
●不法就労者の国籍・地域別の就労場所構成（令和6年）

単位(人)

国籍・地域 就労場所	総数	ベトナム	タイ	インドネシア	中国	カンボジア	フィリピン	スリランカ	ネパール	ウズベキスタン	モンゴル	その他
総数	14,453	6,200	3,171	1,463	1,296	751	586	251	238	90	77	330
茨城	3,452	799	1,487	576	220	180	70	56	17	4	2	41
千葉	2,257	663	941	59	261	45	146	46	23	13	35	25
群馬	1,799	838	224	253	31	285	91	19	48	0	2	8
埼玉	1,438	928	144	38	144	36	52	15	20	19	4	38
愛知	1,184	667	17	210	116	4	48	18	26	2	3	73
東京	917	461	60	27	191	7	36	7	29	37	16	46
栃木	645	264	72	106	15	55	45	41	37	0	1	9
神奈川	572	238	35	13	84	119	37	14	4	5	2	21
大阪	542	444	5	7	53	1	7	3	2	1	0	19
兵庫	223	191	3	5	15	1	0	1	1	3	1	2
その他	1,424	707	183	169	166	18	54	31	31	6	11	48

- ◆ 地域により傾向は異なるが、ベトナム、タイが上位を占める。
- ◆ 群馬県は、ベトナムに次いで、カンボジアが第2位である。

都府県の傾向（在留資格別・入管法違反事件の推移）



※出入国在留管理庁ホームページから引用

●在留資格別・入管法違反事件の推移^(注)

単位(人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	18,012	10,300	18,198	18,908
短期滞在	3,879	3,019	7,616	7,679
技能実習	6,165	2,406	3,746	4,684
特定活動	3,047	1,943	3,383	2,884
留学	2,496	751	783	800
定住者	287	339	369	350
その他	2,138	1,842	2,301	2,511

(注) 「入管法違反事件」とは、不法入国、不法上陸、不法残留、資格外活動、刑罰法令違反等の入管法令違反を指す。

(注) 在留資格別順位は、令和6年を基準としたものである。

- ◆ 令和6年中に退去強制手続等を執った外国人
(18,908人) の在留資格は「短期滞在」「技能実習」「特定活動」が上位を占める。

不法就労防止にご協力ください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例)

- ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- ・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

- ・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
- ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

- ・外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場・事業所で単純労働者として働く
- ・留学生が許可された時間数を超えて働く

注意!

なります!!
事業主も
処罰の対象と

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒3年以下の懲役・300万円以下の罰金

(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかつたとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒退去強制の対象
- ・ハローワークへの届出をしなかつたり、虚偽の届出をした人⇒30万円以下の罰金

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください。

Point

在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。

在留カードは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。

旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者は交付されません。

所持していなくても就労できる場合については左下の「※在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。



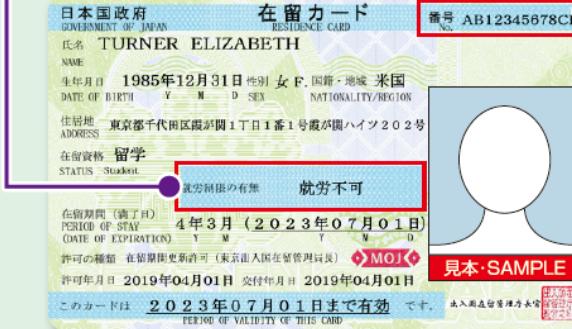
ポイント1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→原則雇用はできませんが、**ポイント2**を確認してください。
※一部就労制限がある場合→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)
- ③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)
(②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。)

※難民認定申請中の人にについては、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。



※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可**を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

出入国在留管理局ホームページ上では、在留カード及び特別永住者証明書(以下、「在留カード等」といいます。)の番号の失効情報を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力していただくと、当該番号が失効していないかについて確認することができます。

なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、照会ページ下段に掲載されている「在留カード等の券面に施された偽変造防止対策のポイント」についてもご確認ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

在留カード等番号失効情報照会ページ <https://lapse-immi.moj.go.jp/>



ポイント2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント1で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」
(①については、複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)
- ②「許可(「教育」「技術・人文知識・国際業務」「技能」に該当する活動・週28時間以内)」
(②については、地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)
- ③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
(③については資格外活動許可書を確認してください。)

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください。



ポイント ③ ※ 仮放免許可は在留資格ではありません。

仮放免許可書を所持している人は、入管法違反の疑いで出入国在留管理庁による退去強制手続中であるか、既に退去強制されることが決定した人で、いずれも本来であれば入管の収容施設に収容されるべきところ、健康上の理由等、様々な事情により、一時的に収容を解かれている人です。

仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」という条件が付されている場合は、就労することができます。許可書にこの条件が記されていない場合には、在留カードを見ながら、上記のポイント1及び2により、就労可能かどうか、よく確認してください。

旅券第六十七号様式（第四十九条図様）
（表）番号 2020〇〇第〇〇号
年月日 2020年5月10日

日本国政府法務省

仮放免許可書

出入国管理及び難民認定法第54条第2項の規定により、仮放免します。

見本・SAMPLE

1. 氏名 Taylor Carly 女
2. 生年月日 1985年1月1日
3. 国籍・地域 ○○国
4. 住居地 東京都港区港南5丁目5番30号
5. 仮放免の条件：裏面に記載のとおり。

出入国在留管理局 入国者収容所長
出入国在留管理局主任審査官
入管 太郎
筆名

（裏）

（1） 住居 表記住居地に同じ

（2） 行動範囲 住居地の都道府県及び〇〇出入国在留管理局出頭の際の出頭経路

（3） 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出席しなければなりません。

（4） 仮放免の期間 平成30年5月10日から平成30年〇月〇日〇時まで

（5） その他 職業又は報酬を受ける活動に従事できない

ア 住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

ウ 上記の条件に違反したときは、仮放免を取り消し、保証金の全部又は一部を没収することがあります。

エ 出頭の際は、本許可書を持参して下さい。

この在留カード、本物？



アプリの
ダウンロードは
こちら



在留カード等読み取りアプリケーション

出入国在留管理庁は、在留カード等のICチップ内に保存されている身分事項や顔写真等の情報と券面の記載を見比べることができる、在留カード等読み取りアプリケーションを開発しました。
在留カード等番号失効情報照会と併せてご利用ください。



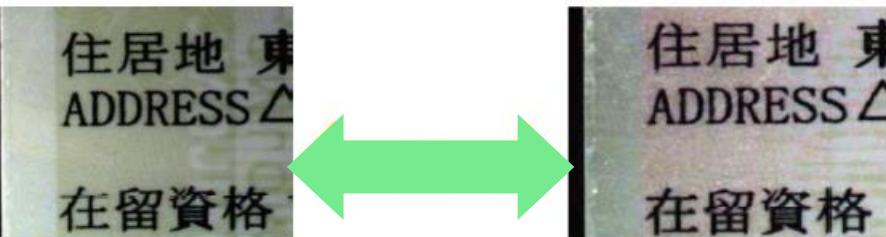
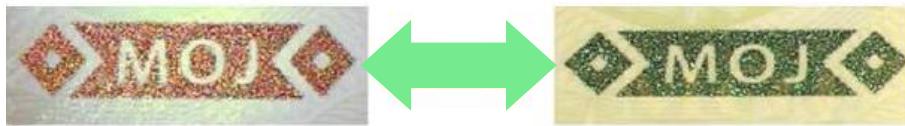
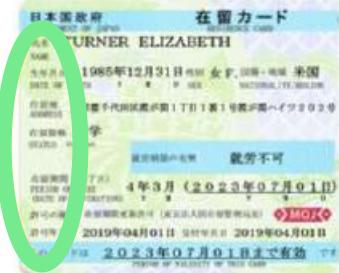
◎無料

在留カードの偽変造防止対策

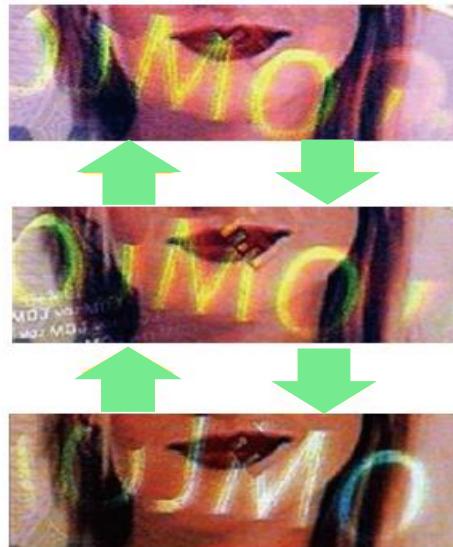
カードを上下方向に傾けると、「MOJ」の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。



カードを上下方向に傾けると、色がグリーンからピンクに変化します。



カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。



銀色のホログラムは、見る角度を90度変えると、文字の白黒が反転します。

